

(仮称) 吾妻高原風力発電事業 環境影響評価準備書に対する
山形県知事意見

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映させるとともに、事業の実施過程において、評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果に基づく環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、事業実施区域周辺の自然環境及び地域住民に対する影響の回避又は低減に努めること。

2 個別事項

(1) 動物について

- ① 対象事業実施区域の北側において風力発電機が建設中である。
隣接する風車の存在は、鳥類の移動に影響を与えるおそれがあることから、その影響を考慮した予測及び評価の実施について検討すること。
- ② バードストライクの事後調査について、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき調査するとしているが、具体的な調査方法は風車の立地条件によって決定する必要があると思われることから、学識経験者等の意見を聴きながら、現地に即した調査方法を検討すること。